

長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）の施設整備及び賃貸物件による施設改修等（以下「施設整備等」という。）に要する費用の一部を補助することについて、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、保育所等の施設整備等を行う法人格を有するもの（保育所等を運営する目的で設立を準備しており、当該補助対象事業が終了するまでに法人格を有することができると見込まれるものを含み、政治的な目的のために結成された法人を除く。）とする。

2 長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員等は、補助の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国が定める次のいずれかの要綱に基づく補助金の採択を受けた事業とする。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱

(2) 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

ア 保育所等改修費等支援事業実施要綱に定める賃貸物件による保育所等改修費等

イ 保育所等改修費等支援事業実施要綱に定める小規模保育改修費等

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、市の予算の範囲内で、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱又は保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定められた補助額（国負担額）に市負担額を加えた額（補助金の額の算定の結果、1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人は、市が指定する期日までに、次の関係書類を添えて、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交

付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画等に記載された事業を中止し、又は廃止する場合（一部の中止又は廃止を含む。）には市長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、直ちに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具、その他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (6) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第3号）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しな

なければならない。

（事業終了報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の完了後、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助事業終了報告書（別記様式第4号）を1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第8条 市長は、前条の終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金確定通知書（別記様式第5号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第9条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付取消し等）

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施状況が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付された補助金を返還させることができる。

（延滞金）

第12条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(長岡京市小規模保育事業整備補助金交付要綱及び長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱の廃止)

2 長岡京市小規模保育事業整備補助金交付要綱（平成26年10月1日制定）は、廃止する。

3 長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱（平成29年3月10日制定）は、廃止する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長

様

住 所

名 称

代表者

長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付申請書

長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金の交付を受けたいので、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 採択を受けた国補助事業

就学前教育・保育施設整備交付金

☐新設（創設）

☐修理（大規模修繕等・耐震診断）

☐改造（増築・増改築・改築）

保育対策総合事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）

☐賃貸物件による保育所等改修費等

☐小規模保育改修費等

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業計画書及び収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第 1 号（第 5 条関係）別紙

申請額内訳

区 分	申 請 額	対象経費の実支出額	総事業費（A）	寄付金その他収入等

※総事業費(A)の内訳

工 事 費	工事事務費	実施設計費	開設準備に 必要な費用	新たに土地を賃借して 整備する場合に必要な 賃借料	その他

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

団体名

代表者名 様

長岡京市長

長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった標記の補助金に対し、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付決定額内訳

区 分	交 付 決 定 額

3 条件

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

名 称

代表者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 整備計画又は設置計画内における施設の種類及び名称
- 2 長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付要綱第8条の規定による確定額又は長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助事業終了報告書による精算額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

年 月 日

長岡京市長

様

住 所

名 称

代表者

長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金事業終了報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 整備費精算書

区 分	精 算 額	対象経費の実支出額	総事業費（A）	寄付金その他収入等

※総事業費(A)の内訳

工 事 費	工事事務費	実施設計費	開設準備に必要な費用	新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料	その他

2 事業内容

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置主体及び経営主体
- (3) 定員 人

(4) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 m^2

イ 敷地の所有状況

ウ 建物の構造

エ 建物の面積 建築面積 m² 延床面積 m²

区分	室数	面積	備考
保育室	室	㎡	
遊戯室			
乳児室			
ほふく室			
調理室 (調乳設備)			
医務室			
事務室			
便所			
その他			
計			
摘要			

3 事業費の内訳

- | | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 建築工事費 | 円 |
| (2) | 工事事務費 | 円 |
| (3) | 特殊付帯工事費 | 円 |
| (4) | その他 | 円 |
| (5) | 合 計 | 円 |

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

4 事業施行期間

- (1) 契約年月日 年 月 日
(2) 着工年月日 年 月 日
(3) 竣工年月日 年 月 日

(4) 竣工後事業開始年月日 年 月 日

5 その他参考事項（添付書類）

- (1) 工事請負契約書の写し、又は支払領収書の写し
- (2) 検査済証の写し（建築基準法第7条第5項によるもの）
- (3) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- (4) 建物の平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- (5) 建物内外の主要部分の写真
- (6) 工事契約金額報告書（別記様式第4号（その2））
- (7) その他必要な書類

別記様式第4号（その2）

年 月 日

長岡京市長 様

法人名
代表者 印

施工業者
代表者 印

工事契約金額報告書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇会と請負者（受託者）△△建設は、◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約（又は設計監理委託契約）を下記のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

記

	契約年月日	金 額
当初**工事請負契約		
**変更（追加）契約		
設計監理委託契約		

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

団体名

代表者名 様

長岡京市長

長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定をした長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金について、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

2 交付確定額内訳

区 分	交 付 確 定 額

別記様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
名 称
代表者

長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付額確定の通知があった標記の補助金について、長岡京市民間保育所等整備・改修費等支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
フリガナ 口座名義	
預金種類	
口座番号	